

ロレンツォ・ヴァッラ『ラテン語の典雅』

榎本武文

ヴァッラと『ラテン語の典雅』

イタリアの人文主義者ロレンツォ・ヴァッラ (Lorenzo Valla; Laurentius Valla, ca. 1407-57) は 1407 年頃ローマに生まれ、私的な教育を受けてラテン語・ギリシア語を学んだ後、1429-33 年にパヴィア大学で修辞学を教えた。1437 年以降ナポリでアラゴン王アルフォンソ 5 世に秘書官として仕えたが、1448 年には教皇ニコラウス 5 世の招きによってローマに戻り、1450 年からはローマ大学の修辞学教授、その後カリストゥス 3 世の下で教皇庁秘書官を務めた。1457 年にローマで没した。ヴァッラは文献学を武器として、1440 年に「コンスタンティヌスの寄進状」が後世の捏造であることを示し、1446-47 年にリウィウス第 21-26 巻のテキストを修正、1449 年には新約聖書のウルガタ訳をギリシア語原文に基いて修正した。その一方で、哲学の分野では、大学で当時優勢だったスコラ学のアリストテレス主義弁証術(論理学)を批判して、『弁証術的討論集』で言語を扱う主導の学問として論理学を修辞学に置き換えようと試みた。ヴァッラは文献学の技量において同時代の学者たちを凌駕しており、その意味で、世紀後半のアンジェロ・ポリツィアーノと並んで、15 世紀前半を代表する人文主義者と見なすことができる⁽¹⁾。この論文は、ヴァッラがラテン語の文法書として著した『ラテン語の典雅』(*Elegantiae linguae latinae*⁽²⁾)の語法論を詳細に検討することを主な目的としているが、まずこの書物について概観しておくことにしよう。

ヴァッラは『ラテン語の典雅』を 1435 年以前に着想したが、この年になってようやく執筆を開始し、1439 年末から 1440 年初めに最後の第 5・6 巻を書き終えた。1444 年に年長の人文主義者ジョヴァンニ・アウリスパがヴァッラの意に反して公表したが、1449 年にはヴァッラがジョヴァンニ・トルテッリの求めに応じて決定稿を公表した⁽³⁾。ヴァッラの死後 1471 年に印刷本初版が刊行された後、15 世紀末までに 13 種(26 種とする説もある)の印刷本が出版され⁽⁴⁾、1536 年までには 59 種の印刷本が刊行された⁽⁵⁾。15-16 世紀を通じて『典雅』が古典ラテン語の標準的

権威として受け入れられ、学校でも上級教科書として使われたことは研究者が一致して述べるところである(6)。

『ラテン語の典雅』を執筆する際のヴァッラの意図は、まず、「蛮族のローマ侵入」に始まる中世の墮落からラテン語を救い出し、古代ローマにおけるラテン語の純粹さを回復することにあつた(7)。中世に書かれ当時の学校で用いられていた文法書は正しいラテン語を伝えておらず、「野蛮な」ラテン語を若者に教える。人文主義者たちは、中世の文法書の代わりに古代末期(4-6世紀)の文法学者セルウィウス、ドナトゥス、プリスキアヌスによってラテン語の純粹さをとり戻そうと試みていたが、ヴァッラはこれらの文法学者に誤りが含まれていることを知っていたし、文法に従って書くことは正しいラテン語を書くことと同じではないと考えた。『ラテン語の典雅』におけるヴァッラの方法は、文法に従って書くことと、典雅さに従って書くこと、つまり古代ローマの最良の著作家が実際に使った用例を模倣して書くこととを区別することにあつた。典雅さに従ってラテン語を書くために、ヴァッラはさまざまな古代作家から生きた用例を集め、同時代の人びとが模倣して生きた言語としてラテン語を再現できるように、最も権威ある著作家の語彙・構文を『典雅』の中に収集したのである。したがって、『典雅』は初級文法書ではなく模倣のための学者向けマニュアルと考えることができる(8)。

ヴァッラが『典雅』で古代ローマ作家の用例を扱う際の手腕には、人文主義における文献学の科学的方法の嚆矢を見てとることができる。ヴァッラは写本の読みの正しさに対して敏感であり、またラテン語の変化に対する鋭敏な歴史的意識を持っている(9)。ヴァッラは古典期のラテン語を2つの時代に分けている。キケロの時代とクインティリアヌスの時代である。前者からはエンニウス、プラウトゥスのような古い時代の作家を除外し、ウァッロ、サルスティウス、カエサルを含める。後者はウェルギリウス、ホラティウス、リウィウスから始まると考える(10)。紀元1世紀にラテン語の変化をもたらしたのはギリシア語からの影響であり、詩人と歴史家、特にリウィウスにこの影響が顕著に見てとれる。『典雅』の中でヴァッラは散文と韻文のラテン語を明確に区別して、散文に正しいラテン語の用法を求めべきだとする。韻文は単語を比喩的に用いたり、韻律の必要性のために本来使うべき語形を使わないことがあるからである。紀元2世紀以降に起こったラテン語の墮落の原因の一つは、詩人が単語の本来の語義と比喩的な語義の区別を曖昧にしたことに

あった。このことから、ヴァッラは詩により近い自由な散文、すなわち歴史ではなく、弁論家たちが用いたラテン語こそが純粹さを忠実に保存していると考える⁽¹¹⁾。『典雅』には詩人・歴史家を含めて多彩な古代ローマの作家の文体的特徴が記述されているが、ヴァッラが模倣のための模範として最終的に優先するのは弁論家、とりわけキケロとクインティリアヌスである⁽¹²⁾。

『ラテン語の典雅』は6巻、490章からなり、各巻の構成は次のようである。第1-3巻は副詞、分詞、代名詞、前置詞、定形表現、名詞などを扱う。第4巻は類義語（名詞、形容詞）の意味の違い、第5巻は動詞、第6巻は古代末期の文法学者に対する批判にあてられている。

『ラテン語の典雅』の序文

ヴァッラは『ラテン語の典雅』各巻の冒頭に序文を付している⁽¹³⁾。人文主義運動のマニフェストとしてよく知られたこれら6つの序文は、きわめて polemical な内容を持っている。先に述べたとおり、この論文の目的は『典雅』の語法論の内容を分析することだが、この書物を論じる上で序文に触れないわけにはいかないだろう。

第1巻の序文は『『典雅』6巻の序文』と題されているため、この書物全体に対する総序と見ることができるが、古代ローマの支配とラテン語の対比から話を始める。軍事力によって世界に支配を拡げた帝国とは違い、ラテン語（ヴァッラは「ローマ語」という表現も用いる）はさまざまな異民族に文化の恩恵を与え、文明を広めた。われわれはローマ帝国を失ったが、ラテン語は現在でもイタリア、ガリアからダルマティア、イリュリクムに至る広い地域で話されている。自らの豊かさを自慢するギリシア語が多様な方言に分裂しているのに比べ、われわれがかつて支配した民族はただ一つのローマ語で話すのだ。ところが、その昔〔紀元前4世紀初めに〕ローマがガリア人に占領されたように、いまや誰も正しいラテン語で話すことができないし、読んでも理解することすらできない。だが、われわれが努力すれば、諸芸術が復興しつつあるように、ローマの言葉も復活するだろう。ここでヴァッラは次の熱烈な檄を飛ばす。「ローマ市民よ、諸君は一体いつまで〔……〕われわれの都を——といっても支配の座のことではなく、学芸の生みの親のことだが——ガ

リア人に占領されたままにしておくのか？ つまり、純粋なラテン語を野蛮に支配されたままにしておくのか？」⁽¹⁴⁾私はこの戦いの一部としてラテン語の復活に力を尽くしたいと思う、と序文を締め括っている。ヴァッラにとって『ラテン語の典雅』を書くことは、野蛮なラテン語に対する戦闘なのである。

第2巻の序文では、ヴァッラは『典雅』の批判者に返答している。まず、ラテン語について書くことは無価値だとする批判には、ユリウス・カエサルやウァッロに始まる古代ローマの作家もラテン語に関して細々とした著作を書いたと反論し、次に、ヴァッラが先人の著作をないがしろにしているという批判には、後世の人間が先人と競い合ってはならない理由はないし、何よりも、助言者であり師でもある2人の人文主義者、ジョヴァンニ・アウリスパとレオナルド・ブルーニの勧めに従ってこの書物を公にすることにしたのだ、と答えている。また、ヴァッラが講義で話したことを自分の書物に流用した盗作者への非難を記し、『典雅』を書くのは功績を他人に盗まれないようにするためでもあると述べている。

第3巻序文の論難は同時代の法学者を標的にしている。まず、ローマ法の『学説彙纂』のラテン語が威厳に満ちたものであり、古代ローマの法学者は純粋なラテン語と典雅さを備えていたことを述べる。ラテン語の典雅さがなければ、あらゆる学問、特に市民法は盲目で卑しいものになってしまうのである。ところが、田舎じみたラテン語を使う当代の法律家たちは、雄弁を追求する者には市民法を習得することはできない、と主張する。「なぜ彼らについて話しているのか？ 乏しい才能と乏しい文芸の知識しかない私でも、市民法を解釈する人びとすべてに彼らの学問を教えてやれるだろう、と公言できるのだ」⁽¹⁵⁾。[13世紀の法学者] アッソルソの書物に拠るこれらの法律家はラテン語ではなくゴート語で話す。「こういう人たちをゴート族やヴァンダル族と考えてはならない理由があるだろうか？ これらの民族が繰り返しイタリアへ流入してローマを占領した後で、一説によれば、われわれは彼らの支配と言語を受け入れたのであり、おそらくわれわれの多くが彼らの子孫なのだから」⁽¹⁶⁾。

第4巻の序文は、ヒエロニムスの夢を引き合いに出して、読者に世俗的な書物を読むよう勧奨するのはキリスト教徒にふさわしくない、とヴァッラを非難する宗教家への返答である。ヴァッラはヒエロニムスが有名な書簡で言及している哲学者プラトンと弁論家キケロを対比して、哲学が弁論術よりも多くの害をこの教父に

与えたと主張し、ヒエロニムス以上に雄弁な作家がいただろうか、と問う。ヒエロニムスは常に雄弁を追求し異教徒の作家を読んでいたし、アウグスティヌス、ラクタンティウス、グレゴリオス、クリュソストモスといった他のラテン・ギリシア教父たちも神学の宝石を雄弁の黄金と白銀で包んでいたのである。それゆえに、雄弁を追求しないことこそが非難されるべきである。「雄弁に無知な者は神学について語る資格がまったくない、と私は考える。[……] 典雅に語る術を知らないにもかかわらず、とりわけ神学において自らの考えを書き記す者は厚顔無恥である。そして、熟慮の上で自分はそうしているのだ、と公言する者は完全に気が触れている」⁽¹⁷⁾。われわれは雄弁を用いて神の家を飾るべきである。古代の神学者たちは蜂のように遠くを飛び回り雄弁の甘い蜜を集めたが、現代の神学者たちは蟻に似ており、近くから盗んだ穀物を自分の巣に隠す。良い資質の若者たちが雄弁で神学を飾るこの戦いに賛同してくれるだろうと私は考える、なぜなら老人たちに望みはないからだ、とヴァッラは締め括っている。

第5巻の序文でヴァッラは自らをオデュッセウスになぞらえて、数年間放浪生活を続ける私の執筆をさまざまな困難が妨げてきたが、いまや帰郷して娘〔『ラテン語の典雅』〕を嫁がせる時が来た、と言う。さもなければ、父が不慮の死を遂げるかもしれない、年若く無慮な娘が自分から身を売ってしまうかもしれない。それゆえ、すでに執筆した6巻で満足して公表することにしよう。あまりに長くなれば読者の倦怠を生むし、第2巻で述べたように盗作者に用心する必要もある。ほどほどの持参金で満足させて、娘を夫〔学者たち〕に与えることにしたい。

第6巻の序文は、〔紀元前1世紀の法律家〕セルウィウス・スルピキウスが自分の師でもある当時の市民法の第一人者ムキウス・スカエウォラの誤りを指摘する書物を著したことを述べる。スルピキウスは、公共の利益のためにそうしても自分の評判を落とすことにはならないし、批判の対象に害をなすことにもならないだろうと考えたからである。スルピキウスの批判は正しいやり方で、自由民・ローマ人らしく行なわれ、公衆もそれを称賛に値することと受けとった。偉大な人物の誤謬を訂正するのは最も学識のある人間がなすべきことであり、この上なく有益なことなのである。それは、黄金、白銀や他の貴金属から不純物を取り除くの に似ている。そのため、私はこの巻で他の作家の誤りを指摘することにした。

『ラテン語の典雅』の語法論

このセクションでは、『ラテン語の典雅』第1巻—第5巻からそれぞれ章をいくつか選んでその内容を要約する。各巻の特色を伝えているとともに、ヴァッラの語法論の特徴を表わしている章を選び出すことにしよう⁽¹⁸⁾。

(第1巻)

第18章“De Longe, Multo, Facile, Valde.”は、比較級・最上級の形容詞とともに用いられる強調の副詞に関する章であり、まず *longe* と *facile* が比較級・最上級を強調する用例をクインティリアヌス、キケロ、ウェルギリウスから引き、次に *longe* が *alius*, *aliter*, *secus*, *ante*, *post* や、接頭辞 *prae-* から作られる複合語、優越と異質さを表わす単語と用いられることを述べ、さらに *longe*, *facile* が *princeps* を強調することをキケロを引用して示し、*facile* が *praecipuus*, *primus*, *secundus* のような語を修飾することをクインティリアヌスの用例で示す。*ualde* は *diues*, *pauper* のような原級や *laudat*, *uituperat* のような動詞を修飾するが、*longe* は *ualde* の代わりには使えず、逆に *ualde* は比較級・最上級とともに用いることができない。私がここで述べたことを古代の文法学者は理解しておらず、セルギウス、ドナトゥス、プロプス副詞について書いていることは不完全でありすべてが正しいとは言えない、とヴァッラは締め括っている。

第25章“Vbi infinitiuo, ubi gerundio potius utendum sit.”では、不定法と動名詞のどちらを用いるべきかを論じている。形容詞は不定法を伴い（*Tu es dignus habere opes, tu es dignus honorari*）、名詞は動名詞の属格だけを伴う（*Tempus est gaudendi, locus est expostulandi*）。分詞や動詞から派生した形容詞の多くはどちらも伴うことができるが、不定法を伴う分詞は分詞の意味を保持しており、動名詞を伴う分詞は名詞の意味を保持している（*Timens nauigare et nauigandi, cupiens discere et discendi*）。*Optima res est agricolare* が正しい用法で *optima res est agricolandi* が誤った用法なのは言うまでもない。*Habeo in talibus publicis a patre mandatum conueniendi te* は〔名詞的分詞のため〕*conuenire te* とすることができず、*Est mihi iniunctum, ac mandatum conuenire te* は〔分詞のため〕*conueniendi te* とすることができない。キケロは妻宛ての書簡で *Quum in animo haberem*

nauigandi (nauigare ではなく) という変わった言い回しを用いているが、propositum ないしは uoluntas が了解されている。同じくキケロは Quum illius diei mihi uenit in mentem とか Non minus ei uenit in mentem potestatis, quam aequitatis tue と書いている。主格の代わりに属格が使われていると考える人びともいるが、私はむしろ conditio, status, qualitas などが了解されていると考えたい。ここで動名詞の対格に移ろう。Induxi te ad nauigandum と言い、nauigare とは言わない。後者はギリシア語風の表現だが、ギリシア語には動名詞がないために冠詞つき不定法を用いるのである。Non ueni soluere legem, sed adimplere という人たちがいるが、学識ある人びとの多くは Non ueni ad soluendam legem, sed ad implendam と〔動形容詞を用いて〕言うし、これを私自身が模倣するだけでなくすべての人にも模倣するよう勧めたい。自分の言語を捨てて他の言語に従う理由があるだろうか？ しかも、ラテン語には冠詞がないのだから、従ってすらいないのである。動詞には動名詞だけを伴うもの (Vocauit te ad currendum, non currere)、不定法だけを伴うもの (Iussi te arare, non ad arrandum)、どちらも伴うことができるもの (Hortor te studere, et ad studendum) がある。

(第2巻)

第4章“De iste et ille.”は指示代名詞 iste と ille の用法に関する章で、最初にヴァッラは、プリスキアヌスは iste が空間的に近いものを、ille が空間的に遠いものを指すと書いているが、この学者の権威のために多くの人が間違った使い方をして、と言う。彼らは遠い場所にいる人に手紙を書く時に Si quid noui in illa urbe est, mihi notum facias としてしまうが、in ista urbe とするべきなのである。私について話す時は hoc caput, haec manus, haec ciuitas、あなたについて話す時は istud caput, ista manus, ista ciuitas、第三者について話す時は illud caput, illa manus, illa ciuitas となる。キケロがアントニウスに対して、Remoue paulisper istos gladios とか Tu istis faucibus, istis lateribus, ista gladiatoria totius corporis firmitate tantum uini in Hippie nuptiis exhauseras, ut tibi necesse esset in conspectu populi Romani uomere postridie と書いているが、これはつまり istis tuis faucibus, istis tuis lateribus, ista tua firmitate という意味なのである。ここから istic, istinc, istac, istuc, istorsum, isto という副詞が派生する。同じくキケロが法律

家ウァレリウスにこう書いている。Qui istinc ueniunt, aiunt te superbiorem esse factum. すなわち、qui ab ista prouincia in qua agis, huc in Italiam, Romamque ueniunt の意味である。iste は時折 hic の代わりに用いられる。クインティリアヌスの Iuuenis iste, de quo summa in rebus humanis monstra gignuntur や Iuuenis iste patris sui heres solus inuentus est がその用例である。ille はしばしば誰でも知っている有名なものについて使われる。たとえば、Alexander ille Magnus, ille Censorius Cato, Architas ille Tarentinus である。

第6章 “De praepositione Cum.” は、前置詞 cum が手段ではなく随伴を表わすものにつけられることを述べる。クインティリアヌスは、ラテン語に第7の格が、ギリシア語に第6の格があるのかと問う。なぜなら、hasta percussi (私は槍で突き刺した) という時、奪格の〔本来の〕性質〔分離・起源〕を使っていないし、同じことをギリシア語で言う場合、与格の性質を使っていないからである。このため、セルウィウスや他の人びとは第7の格が存在すると断言している。しかし私は、奪格の性質を使わない理由が、奪格が名詞や動詞や副詞の意味に支配されること、あるいは前置詞がはさまれることにあると考える。こうしたことのどれ一つとして、前置詞 cum が了解されていると考える人たちの誤りに従おうとしない限りは起こらないのである。しかし、使うことすらできない単語を了解することができるだろうか？ というのも、percussi cum hasta という言い方は聞いたことがないからである。hasta が突き刺すための手段なのだから。Impuli te pugno と言い、cum pugno とは言わない。Video te oculis であって cum oculis ではないし、Tango te manu であって cum manu ではない。Deleuit epistolam lachrymis. Absternit sordes aqua. Siccauit cretam, liquefecitque ceram igni. のいずれも cum lachrymis, cum aqua, cum igni とは言わない。だが、この誤りが生じたのは、cum が時として手段を表わす名詞につけられているように見えるからである。以下がその用例である。Acceptus est a nobis cum honore. Magna cum beneuolentia scripsit. Cum mira affabilitate me allocutus est. Cum dira truculentia me aspexit. しかしながら、これらの奪格は手段ではなく随伴を表わしている。人びとは身体を使い名誉を伴って私を受け入れたし、手を使い善意を伴って書いたし、舌を使い愛想の良さを伴って話したし、敵意に満ちた目を使って見たのである。プリスキアヌスは cum hasta percussi という言い方が可能である、あるいはこの前置詞が了解されていると考

たという意見の人たちがいる。しかし私は、古代人の誰一人としてこの言い回しを使ったことも前置詞を了解したこともない、と断言する。

第31章“De Tantum abest, Tantumque non.”は定型句の用法の解説である。tantum abestはその後に1つまたは2つのutを伴う〔最初のutはabestの主語、2つ目のutは結果を表わす〕。1つの用例はキケロ『義務について』。Tantum abest ab officio, ut nihil officio magis possit esse contrarium. (〔そうした行ないは〕あまりに義務からかけ離れているために、これ以上義務に反するものは存在しえない。) 2つの用例は同じくキケロ『マニリウス法案支持弁論』。Tantum abest, ut aliquam bonam gratiam quaesisse mihi uidear, ut multas etiam similtates, partim occultas, partim apertas subeundas mihi esse intelligam. (私が何かご機嫌とりをしたとは到底思えないために、隠されたものであれ公然としたものであれ多くの敵意まで私は被らなければならないと考えている。) ヴァッラはまずこの表現法がギリシア語から借用したものであると言い、次に2種類の言い回しが同じ意味であることを、一方を他方に変換することによって明らかにする。Tantum abest, ut officium sit, ut nihil officio magis possit esse contrarium. Tantum absum a comparatione alicuius bone gratie, ut multas etiam similtates, et caetera. さらに、この表現法の意味がさらに明瞭になるように、non solum, non modoを用いて言い換えてみせる。Non solum aliquam gratiam quaesisse non uideor, sed etiam multas, et caetera. Non modo officium non est, uerumetiam nihil magis officio potest esse contrarium. 時折tantum abestが2つのutも奪格も使わずに現われることがあるが、これはきわめてまれである。キケロ。Tantum abest, ut inflammares nostros animos, somnum isto loco uix tenebamus. ヴァッラはこの表現がクインティリアヌスには見当たらず、次の言い回ししかないと言う。Tantumque non durum, ac rusticum, et parum meretriciis artibus queratur educatum. これを書き換えれば以下のようなになる。Tantum abest, ut queratur durum, ac rusticum, ac parum meretriciis artibus educatum.

(第3巻)

第17章“De affinitate Genitiui et Ablatiui.”は性質の属格と性質の奪格の類似についての章である。Magna autoritate est uir と magna autoritatis のどちらの言

い方もするが、形容詞を伴わないことはまれで、しかも属格の場合だけである。奪格ではありえないからである。キケロ。Nunquid quos protulit Scipiones et Metellos ante fuerunt aut opinionis, aut gloriae? 一つの文の中で属格と奪格を混ぜて使うべきではない。ただし、プリニウス『博物誌』には次の用例がある。Choramnorum gentem uocat, Tauron syluestrem sine uoce, stridoris horreni, hirtis corporibus, oculis glaucis, dentibus caninis。〔属格の stridoris horreni を〕プリニウスは stridore horreni〔奪格〕と書くこともできたはずである。とはいえ、典雅さに関する事柄では、私はプリニウスのような偉大な著作家が書いていることを規則として受け入れる。キケロも次のように書いている。Lentulum nostrum eximia spe, summae uirtutis⁽¹⁹⁾ adolescentem, cum caeteris artibus, quibus studuisti semper ipse, tum in primis imitatione tui fac erudias。この用例では、eximia spe〔奪格〕が adolescentem に支配されている summae uirtutis〔属格〕から切り離されていると見ることもできるが、Habeo summa spe filium, adolescentem optima indolis と書くようなものである。ともあれ、どちらの文でも属格と奪格を同時に使うことができるが、控え目にした方がよいと思う。同じくキケロの次の用例はこれとは別の事柄である。Scipio Africanus id aetatis, atque his rebus gestis。ここでの id aetatis は ea aetate と同じ意味であって、decem annis uixi をギリシア語風に〔対格で〕decem annos と言うのと似ている。セルウィウスはこの言い回しがより高貴なものだと考えている。〔対格を用いるのは〕副詞的な場合も、〔目的語をとる〕habens または agens が了解されている場合も、natus id aetatis という言い方の場合もある。この点に関して、私は弁論家が提喩を使うことを極力避けたと指摘した。たとえば、gentem stridore horrendam, hirtam corporibus, oculis glaucam がその用例である。〔形容詞を対格目的語 gentem に一致させることが、全体で部分を言い表わす提喩にあたる。〕歴史家は提喩を避けなかった。サルステイウスに次の用例がある。At ex altera parte C. Antonius pedibus aeger in praelio adesse nequibat。キケロとクインティリアヌスならば pedibus aegris と書いただろう。この2人は doleo caput, doleo ilia aut ilibus とは書かなかっただろう。これらは提喩だからである。その代わりに、dolet mihi caput, ilia tibi dolent と書いたに違いない。この動詞〔doleo〕については、われわれの外側に置かれたものについて使われることがある点に注意しなければならない。テレンティウス。Dolet dic-

tum adolescenti pudenti, et libero. Si istud itidem doleret tibi, ut mihi dolet. Fac illi quod itidem doleat. これらを提喩で言い表わすことはできない。ego doleo istud quod fecisti, dolens eius casum のような言い回しは作家に頻繁に現われ、提喩ではない。提喩は、精神・身体の性質に関わり、外部のものに関わらないからである。doleo caput, doleo ilia, hic pulcher faciem, ornatus animum が用例となる。また同じ理由で、potens diuitiis, grauis pietate, praeditus dignitate も提喩ではないだろう。

第20章 “De interiectu huius uocis, Ne dicam, et Dicere oportet, similiumque.” は2つの挿入句を扱う。Homo prudens, ne dicam sapientem の方が ne dicam sapiens よりも良い言い方である。キケロ。Crudelis Castor, ne dicam sceleratum et impium. これらは名詞が先行する場合であって、名詞が後に来る場合は次のようになる。Crudelis ne dicam sceleratus et impius Castor. Prudens ne dicam sapiens homo. もし対格にすれば、次のようにまったく馬鹿げたことになるであろう。Crudelis ne dicam sceleratum et impium Castorem. Prudens ne dicam sapientem hominem. 最初の言い回しでは、eum が了解されている。Crudelis Castor, ne dicam eum sceleratum et impium. 他の格ではこのように変える理由はない。同じくキケロ。An sperasset hoc uiuo Milone, ne dicam consule?あるいは、An sperasset hoc uiuo, ne dicam consule Milone? キケロの次の用例は以上のものと異質ではないが、さほど似ているわけでもない。Obfuit plurimum eo tempore Reipublicae consulum siue malitiam, siue stultitiam dicere oportet, siue potius utrunque. 主語はどこにあるのだろうか? どこにもないのである。挿入句が主格を対格へ変えてしまっているのだ。しかし、ちょうどエウリポス海峡やメッシーナ海峡を渡る船の風でふくらんだ帆を潮の勢いが押し戻すように、文法規則に従う文を権威と慣用が妨げて逆行させるのである。とはいえ、文法学者の期待に応えるために、次のように構文を変えることもできよう。Aut stultitia consulum, aut malitia, aut potius utrunque obfuit plurimum eo tempore Reipublicae. あるいは、Siue illud factum consulum dicere oportet stultitiam, siue malitiam, siue potius utrunque. あるいは、Obfuit plurimum Reipublicae eo tempore consulum factum, siue illud malitiam, siue stultitiam eorum, siue utrunque dicere oportet.

第59章 “De differentia inter Alter, et Alius.” は不定代名詞 alter と alius の用法

に関する章である。alter が2つのものについて使われ、alius が多数のものについて使われることは誰でも知っているが、誰もが正しく使っているわけではない。マクロビウス『サトゥルナリア』。Quum igitur asseruerimus quatuor in corpore fieri digestiones, quarum altera pendet ex altera. これは *quarum alia pendet ex alia* とするべきだっただろう。オウィディウスが9羽のカササギの変身について述べている箇所、韻律の必要性が弁解になるとはいえ、複数の鳥が互いを見ていたことがわかっていたのに次のように書いている。Alteraque alterius rigido concrecere rostro / Ora uidet. スエトニウスは「ガイウス伝」でこう書く。Nec cessauit ex eo alterum alteri⁽²⁰⁾ criminari, atque inter se omnes committere. これを、〔ガイウス帝は〕ある人をもう一人に対して、そして逆に後者を前者に対して〔糾弾した〕、という意味にとっていいのかどうかはわからない。プリニウスは蟻について書いている。Et quoniam ex diuerso conuehunt altera alterius ignara. したがって、こういう言い方〔alius の意味で alter を使うこと〕は時折許されると言うことにしよう。反対に、2つのものについて *alius et alius* と言い、他の言い方ができないことがある。たとえば、*dubitatur uter excellat, Sallustius an Liuius, et alius alium praeponeit* と言って、alter alterum とは言わない。理屈の上では *alius alterum* と言うべきである。なぜなら、alius は2人について判断を下す多数の人たちを指し、alter は判断を下される2人のいずれかを指すからである。しかし、こういう言い方は美しくないと思われたため、alterum を alium に変えることを人びとは好んだのである。用例を挙げよう。サルスティウス『カティリナ戦記』でカトーとカエサルについてこう書いている。Genus, aetas, eloquentia, prope paria fuere, magnitudo quoque animi et gloria, sed alia alii. その理由は上と同じか、あるいは *alia alii* が *diuersa diuerso* と同じ意味で使われているからである。たとえば、*alia est facies mea, alia est facies tua* (つまり *diuersa*) である。さて、alter は正しくは2つのもののどちらかを指す。Annibal in transitu Apennini amisit alterum oculum のように。あるいは、2つの部分のいずれかを指す。キケロ。Duplices similitudines esse debent, unae rerum, alterae uerborum. ウェルギリウスも同様である。Aurea mala decem misi, cras altera mittam. alter はしばしば2つかそれ以上のもののうち2番目を指すのに使われる。unus, alter, tertius, quartus, unae, alterae, tertiae, quartae literae のように。また、hic est alter annus belli Punic, ego altero

mense repudiaui uxorem のように。つまり、secundus annus ab origine belli Punici, secundo mense a ductione uxoris という意味である。時として duo の代わりに使われる。unus aut alter は unus aut duo の意味である。副詞では semel, aut iterum になる。つまり、semel, aut bis の意味である。同じく semel, et iterum にもなる。ただし、iterum consul が 2 回目の執政官なのか 2 回の執政官〔職〕なのかを疑う余地がある。この疑いは他の数には生じない。tertium consul, quartum consul は ter consul, quater consul と異なっており、前者は 3 回目、4 回目の執政官、後者は 3 回、4 回の執政官〔職〕を意味する。

(第 4 卷)

第 4 卷には、2 つないしは 3 つの類義語を組にして意味と用法の違いを解説する章が 116 ある。ここでは 2 つの章だけを要約し、最後のセクションで第 1 章の全文を原文と日本語訳で示すことにする。

第 19 章 “Ambitio, et ambitus.” ではまず、ambitio は心の中にあり、ambitus は行為の中にある、と説明される。度を越えて名誉や称賛を求める人は ambitio の罪を犯している。一方、自らの財産を配ったり、贈りものや見せもので民衆の歓心を買ったり、合法的ではないその他の技術で官職を求める人は ambitus の罪を犯す。これに似ているのが、シモン・マグスからとって今日 Simonia と呼ばれているものだが、この単語は聖職に関する事柄だけに使われる。ambitus は ambio (歩き回る) から派生しているが、その由来は、自分の徳に自信のない者がまっすぐ歩かずに円を描いて歩いたからか、官職を求めるローマ人が選挙運動で人びとを訪ねて歩き回り選挙で支持してくれるよう頼んだからか、官職を得るのに不安のある人たちが演説の冒頭で長々しく回りくどい言い方をしたからかである。ambitus が行なうこうした行為すべてを駆り立てるのが ambitio であって、この単語から〔形容詞〕ambitiosus が派生しており、ambitus からではない。クインティリアヌスは時折 ambitio という感情の意味で ambitus を使っているが、あるいは好意を得るという希望や哀れみを求めることの意味かもしれない。Si iuuenis innocentissimus iudices uti uellet ambitu tristissimae calamitatis, poterat allegare uobis amissam cum oculis cogitationum omnium temeritatem. ここからも ambitiosus が派生している。同じくクインティリアヌスの用例。Non sum ambitiosus in malis, nec lachrymarum

augere causas uolo, utinamque esset ratio minuendi. オウイデイウス『黒海からの手紙』。Sed tamen hoc factis adiunge prioribus unum, / Pro nostris ut sis ambitiosa malis.

第21章“Commentarium.”はこの名詞の意味と性を論じる。セネカ『弁論』。Sine commentario nunquam dixit, sed commentario contentus erat, in quo nuda res ponuntur, キケロ『ブルトゥス』。Non est oratio, sed capita rerum, et orationis commentarium paulo plenius。〔これら2つは「覚書き」の意味で、中性名詞として使われている。〕クインティリアヌス。Plerunque autem multa agentibus accidit, ut maxime necessaria, et utique initia scribant: caetera quae domo afferunt, cogitatione complectantur, subitus ex tempore occurrant: quod fecisse M. Tullium suis commentariis apparet. Sed feruntur et aliorum quoque, et inuenti forte, ut eos dicturus quisque composuerat, et in libros digesti et causarum, quae sunt actae a Seruio Sulpitio, cuius tres orationes extant. Sed hi, de quibus loquor, commentarii, ita sunt exacti, ut ab ipso mihi in memoriam posteritatis uideantur esse compositi。〔下線は筆者の付加。〕クインティリアヌスの言葉からは、私が先ほど述べたことと、この名詞が男性複数であること——後で触れる場合では中性単数なのだが——だけでなく、commentariiがlibri(本)と同じものであることが推測できる。〔前半では「覚書き」の意味で使われている。〕このことをキケロが裏づけている。『善と悪の究極について』。Tu ipse quum tantum librorum habeas, quos hic tandem requiris commentarios? quosdam inquam Aristotelicos。『弁論家について』。Tres patris Bruti de iure ciuili libellos tribus legendos dedit, ex libro primo forte euenit, et c. Vbi sunt hi fundi Brute, quos tibi pater publicis commentariis consignatos reliquit? quod nisi puberem te iam haberet, quartum librum composuisset, et se in balneis locutum cum filio scriptum reliquisset。これを見ればわかるとおり、キケロはlibelli, libri, commentariiという3つの単語で同じもの〔本〕を言い表わしているのである。それゆえ私は、すべてのcommentariiはlibriだが、libriは必ずしもcommentariiではないと考える。なぜなら、題材が長く多岐にわたり論じられていて必要以上に短くない場合、libriでしかなくcommentariiではありえないからである。したがって、カエサルが歴史に仕上げるよう他人に題材を提供したcommentariiは、もし単数だったとしたら、commentariumあるいはcommentariusあるい

は liber と呼ばれることになるだろう。リウイウス。Quaeri iussit ab eo, quem de his rebus commentarium a patre accepisset. Quum respondisset accepisse se, nihil prius, nec potius uisum esse quam regis ipsius de singulis responsa accipere, librum poposcerunt. もし複数なら、補遺を付加したヒルティウスまたはオッピウスが書いているとおり、primum et secundum commentarium ではなく primus et secundus commentarius となる。以上が、私が偉大な著作家で読んだように思われることである。しかし、別の用法で別の意味を使っている人びともいる。(どうやら) 作家の解説・解釈という意味で、2つの性〔男性・中性〕を区別せずに用いているのである。アウルス・ゲッリウスの3つの用例。Est adeo Probi grammatici commentarius satis curiose factus. Nonnulli grammatici, qui commentaria in Vergilium composuerunt. Noster Scaurus in primo commentariorum, quos in Gorgiam Platonis composuit, scriptum reliquit. ボエティウス。Quod in his commentariis diligentius expediimus, qui a nobis in eiusdem Ciceronis Topica scripti sunt. ニギデイウス、ドナトゥス、プリスキアヌスも同様である。セルウィウスは人間の意味で commentarius, commentarii を用いているように思われる。Dicit quidam commentarius, connexa legendum. Superfluo mouent quaestionem commentarii.

(第5巻)

第5巻には動詞に関する64章があるが、ここでは内容が興味深い、比較的長い章を1つ選んだ。

第30章 “De Lego, & Perlego, multisque aliis a per, compositis.” は接頭辞 per- がついた動詞の意味についての章である。legere の意味はよく知られている。per-legere は最後まで読むという意味である。クインティリアヌス。Ideoque opus est intueri omne litis instrumentum, quod uidere non est satis, perlegendum erit. オウイデイウス。Perlegis? an coniunx prohibet noua? ラクタンティウス。Non iniuste petere uidemur, ut si quis erit, qui inciderit in haec, si leget, perlegat. scribere と perscribere にも同じ意味の違いがあり、用例は数多くある。リウイウスの冒頭。Facturusne operae pretium sim, si a primordio Urbis, res gestas populi Romani ab initio perscripsero. perferre は最初に決めた終点まで持っていくことである。ウエルギリウス。Nec spatium euasit, nec totum pertulit ictum. 手紙を運ぶ

人は多いが、怠けてか騙してか事故のため最後まで運ばないことがある。キケロ。Sed nuntius ille, qui literas accepit, non pertulit. セネカの悲劇。Leue est miserias ferre, perferre autem graue. つまり、ある期間不幸に耐えるのはやさしいが、人生の終わりまで耐えるのはつらいという意味である。マルティアリス。Nam uigilare leue est, peruigilare graue. すなわち、夜の一部起きているのは楽だが、一晩中寝ずにいるのは難しい。ここから pernoctare が派生している。また pernox も派生するが、peruigilare との違いは、後者が日中でも起こりうるが前者は夜に限るという点にある。peragere reum は単に被告を追及するだけでなく、有罪判決を受けるまで追及するという意味である。ウルピアヌス。Peregisse autem quis reum non aliter uidetur, nisi et condemnauerit. perorare は弁論の終わりを述べるという意味で、ゆえに peroratio は弁論の最後の部分をいう。しかし、最後の部分では感情を利用するために、perorare は時として感情を動かすことの意味で使う。クインティリアヌス。At ista legem recitat, et in cadauer filii perorat. persuadere は説いて何かをするように仕向けることである。キケロ『ピリッピカ』。Duo tamen tempora inciderunt, quibus aliquid contra Caesarem Pompeio suaserim, ea uelim reprehendas, si potes. Vnum, ne quinquennium Caesari imperium prorogaretur: alterum, ne pateretur fieri, ut absentis eius ratio haberetur. Quorum si utrumuis persuasisset, in has miserias nunquam incidissemus. つまり、キケロはポンペイウスに説いたが彼を説得することはできなかった、という意味である。したがって、sic mihi persuadeo とは言うが sic mihi suadeo とは言わない。persuasum habeo, persuasum est mihi とは言うが suasum habeo, suasum est mihi とは言わない。同じくキケロのブルトゥス宛書簡。Persuasum est adolescenti, et maxime per me, nisi Antonio eiecto, rempublicam stare non posse. しかし、他人を説得した人はその考えの persuasor ではなく autor と呼ばれる。キケロ『義務について』。Atque huius deditiois, ipse Posthumius qui dedebatur, suasor et autor fuit. ところで、クインティリアヌスや彼の時代の他の作家においては、persuasio が確固とした意見や自分自身に納得させた考えという意味に使われる。Si qua publice est recepta persuasio. これは（少なくとも私の考えでは）キリスト教徒が fides（信仰）と呼ぶものを指している。ギリシア語の起源までさかのぼれば、fides よりもむしろ persuasio と呼ぶ方が適切ではないかと思われる。なぜなら、fides はラテ

ン語では正しくは probatio（証明）と言われるからである。facio fidem per instrumenta, per argumenta, per testes と言うように。ところがキリスト教は probatio ではなく persuasio に拠っている。というのも、われわれは証明によっては納得しない。説得された人は完全に納得するし、それ以上の証明を必要としない。そのことが証明されたと考えるだけでなく、そのことを行なうよう心を動かされたと理解するからである。とはいえ、fides は（いわば）credulitas（軽信）という意味にもとられる——habeo tibi fidem と言うように——ため、われわれの宗教が fides と呼ばれたのは正しいことである、ギリシア語で πίστις と呼ばれたように。本題に返ろう。persuadere は結果に関わり、suadere は行為に関わる。dissuadere も同じである。それゆえに、dissuasi hoc illi という言い回しは誤っている。この意味では persuasi, ne faceret と言うし、反対の意味では persuasi, ut faceret と言う。suasor と dissuasor は説得しない限り何も行なったことにはならない。クインティリアヌス。Ergo pars deliberatiua, quae eadem suasoria dicitur, de tempore futuro consultat, quaerit etiam de praeterito, officii constat duobus, suadendi et dissuadendi. クインティリアヌスは persuadendi とは書かなかった。というのも弁論家の務めは説得という結果にはないからである。弁論術は一般的に ars bene dicendi（巧みに語る技術）と呼ばれるが、これは結果ではなく行為に関わるものである。キケロ『大カトー』。Dissuasimus nos. Deinde, ut scias finem, euentumque dissuasionis, subiunxit: Itaque lex popularis, suffragiis populi repudiata est. すなわち、それがなされないように説き、説得に成功した、という意味である。アルベルトゥスを含むわれわれの哲学者たちが弁証術と弁論術を比較して論じる時、この単語 [suadere] の意味を知らないためにどれほど誤ったことを言っているかが理解されるだろう。permanere は最後まで残るという意味である。小プリニウス。Tunc demum lente, cunctanterque ueniunt, nec tamen permanent, sed ante finem recedunt, alii dissimulanter et furtim, alii simpliciter et libere.

第4巻第1章の原文・日本語訳

以下に『ラテン語の典雅』第4巻第1章のラテン語原文と日本語訳を掲げる。見られるとおり、この章は「解放奴隸」という同じ意味の2つの単語 libertinus と

libertus の違いを説明している。冒頭でヴァッラ自身の独創性を誇り、同僚の人文主義者による盗作への猜疑心を表明した後、2つの単語の用法の違いが事細かに、またきわめて明晰に解説される。「解放奴隷」と対概念をなす「自由民」・「奴隷」との対照を交えながら具体的な用例を示し、「仲間」を表わす接頭辞 con- を伴う派生語によって概念・用法をさらに明瞭にする。また、2つの単語がこれまで混同されてきた原因を推測する。最後に、クインティリアヌスとキケロから用例を引いた後、セルウィウスが誤用していることを示し、共和制ローマにおいて libertinus の意味に歴史的変化があったことをスエトニウスによって示唆している。

原文は 1540 年バーゼル版全集本に従うが、1533 年パリ版・1536 年ヴェネツィア版と校合してテキストを一部修正した。apparatus criticus では次の略号を用いる。[] は参照したブリティッシュ・ライブラリー所蔵本の請求番号である。

Basil. 1540=Laurentii Vallae opera (Basileae: apud Henricum Petrum, 1540) [C. 78. f. 11.]

Paris. 1533=Laurentii Vallae de Latina Elegantia Lib. VI (Parisiis: Ex officina Roberti Stephani, 1533) [625. f. 15.(1.)]

Ven. 1536=Laurentii Vallae Elegantiarum Libri Sex (Venetiis: in Aedibus haeredum Aldi, 1536) [G. 7488.]

“Elegantiarum Lib. VI”, in *Laurentii Vallae opera* (Basileae: apud Henricum Petrum, 1540), pp. 121-122:

[121] [Lib. III] De Libertinus, et Libertus. Cap. I.

Libertinus et libertus sola elegantiae gratia habent differentiam, quam nec grammatici nec iurisperiti (quod maxime pudendum est) sciunt, quam ne eorum quidem aliquem, qui his temporibus merita bene scribendi laude celebrantur, inuenientem: quod *nolim uideri contumelio se dictum, sed necessario potius atque honeste. Vereor enim ne per facilitatem, qua semper candide quecunque studio inuestigassem, cum amicis communicauis, amici ipsi (si modo tales amici dicendi sunt) laudem mihi praeripiant: quod crimen longe a me semper abfuit. Et ex

omnibus quae in hoc opere praecipimus, profiteor nihil omnino ex aliquo huius aetatis uel audiuisse, uel legisse. Itaque sic mihi meam ab aliis gloriam *praeripi moleste fero, ut illorum a me praeripi nefas puto. Nemo autem literatorum erit, quorum *paucissimi mihi familiares non sunt, qui se hoc antea ignorasse, et a me uel uerbo, uel scriptis didicisse neget. Igitur libertinus relatiuum est ingenui, libertus relatiuum est patroni, licet unus idemque sit et libertinus, et libertus. Per libertinum significamus conditionem hominis, sicut per ingenuum: Per libertum significamus priuatum quendam respectum, sicut per patronum. Ideoque libertinus adiectiuum est sicut ingenuus: eoque non fit a libertina libertinabus, ut a liberta libertabus. Libertus substantiuum sicut patronus. Illudque solemus definire, hoc non solemus: ut in iure ciuili, libertini sunt, qui iusta seruitute manumissi sunt. Quemadmodum econtrario ingenui sunt, qui libera matre nati nec postea serui facti sunt. Significatur enim (ut dixi) conditio hominis per ingenuum et libertinum: ut, libertinus homo, libertina mulier, libertinae conditionis: non autem libertus homo, liberta mulier, libertae conditionis. Haec enim priuatum quendam significant respectum ad patronum patronamue relata, id est, ad eum eamue qui antea dominus, aut quae domina huius fuit, quum seruus ancillaue esset, ut, libertus Caesaris, libertus Messalinae, liberta Claudii, libertae Agrippinae: non autem, libertinus Caesaris aut libertina. Ideoque interrogamus, hic ingenuus est an libertinus? non autem, an libertus: et quum responsum est libertinus, interrogamus, cuius libertus? non autem cuius libertinus. Respondeturque, est libertus meus, aut tuus, aut illius, aut Catonis, aut nullius. Atque libertus sine patrono patronaue non est. Libertinus esse potest, quamuis necesse est eum aliquando habuisse: quo factum est, ut dicamus colliberti collibertaeque, quemadmodum conserui conseruaeque, quod ii plures sub umbra unius patroni sint, sicut illi sub imperio unius domini: non autem collibertini aut coingenui: ad nullam enim alteram priuatam personam plures horum referri possunt, nec alii ab aliis distinguuntur. Colliberti a collibertis diuisi sunt, ut mei a tuis, et conserui a conseruis, quemadmodum conciuies mei a conciuibus tuis, qui alterius ciuitatis es: condiscipuli mei a tuis, commilitones mei a tuis, qui sub alio uel praeceptore, uel duce es. Libertinis uero atque ingenuis hoc

non contingit, quum non magis nexus mihi sit cum ingenuis meae urbis, et tibi cum libertinis tuae urbis, quam cum aliis quibusuis. Ideoque non dicuntur coingenui et collibertini. Et libertus collibertusque esse aliquando quis desinit, libertinus esse non desinit. Denique licet poteramus altero horum nominum esse contenti, tamen distinguere ueteribus placuit priuatum respectum a publico. Et ideo libertinitas dicimus non libertitas. Ex seruo tamen non quod ad priuatum dominum refertur, fit seruitus, sed quod ad publicum: dicimus enim non modo seruus tuus, seruus meus: sed etiam sine respectu patroni, ut hic seruus, et homo seruus, quod in liberto non fit. Ceterum cogitanti mihi unde factum sit, ut in tanta exemplorum copia elegantiam hanc accuratissime custodientium, tamen tot hominum millia nunquam annotauerint: hoc *uidetur causae fuisse, quod frequenter inuenirent sine mentione patroni, libertum nominari, quo falli sopite negligentie fuit. [122] Si enim nonnunquam reperiebant liberto non apponi patronum, tamen reperiebant libertino nunquam apponi, quanquam semper adhaeret liberto patronus uel nominatim, uel subintelligendo, ut in multis fit: quale est, uendidi patrimonium, suppletur meum: collocasti filiam, suppletur tuam: publicauit opus, suppletur suum. Ita hoc loco, quale apud *Quintilianum: Licet nihilominus amicam grauem uirum, aut fidelem libertum lateri filii sui adiungere, uidelicet suum. Cicero pro Sextio, quum ait: Quintum fratrem auxilio seruorum libertorumque ereptum a ferro Clodianorum, non genus seruile libertinumque, nec cuiuscunque seruos libertosque significat, sed suos ipsius. Quid attinet plura ex iure ciuili exempla repetere, quum etiam sint distincti tituli de libertis et libertinis? Quam differentiam qui ignorat (omnes autem legulei ignorant) plurima et capitalia in ipso iure ciuili peccata committit. Seruius grammaticus (si codex est fidelis) pro libertino posuit libertum in octauo *Aeneidos: Feronia mater nympa Campaniae, quam etiam supra diximus. Haec etiam libertorum dea est, in cuius templo raso capite pileum accipiebant. Adiciam quod ait *Suetonius in uita Claudii in ipsum Claudium: Ignarus temporibus Appii: et deinceps aliquandiu, libertinos dictos non ipsos qui manumitterentur, sed ingenuos ex his procreatos.

nolim *Paris.* 1533, *Ven.* 1536, *om. Basil.* 1540 praeripi *Paris.* 1533, *Basil.*
1540: praecipi *Ven.* 1536 paucissimi *Paris.* 1533, *Basil.* 1540: paucissime
Ven. 1536 uidetur *Ven.* 1536: existimo *Paris.* 1533, *Basil.* 1540
Quint. Inst. Or. 1. 2. 5 *Verg. Aen.* 8. 564 *Suet. Claud.* 24. 1

第4巻第1章「LibertinusとLibertusについて」

libertinusとlibertusは典雅さの点でだけ違いがあるが、文法学者も（きわめて恥ずべきことながら）法学者もこの違いを知らないし、当代に著述家として正当な名声を得ている人びとでさえ、この違いを知っている人は一人もいないのである。私がこのことを言うのは、誹謗中傷のためではなく、必要にかられて、また高潔な動機からだご承知願いたい。というのも、私が研究で発見したことを気安く率直に友人たちと共有すると、その友人たちが（こうした人たちを友人と呼ぶべきだとすれば）私から功績を奪ってしまうのではないかと恐れるからである。この悪事を私が犯したことはこれまでに一度もない。また、この書物で私が教示している事柄で、この時代の誰かから聞いたり読んだりして知ったことは何一つない。だから、私が他人の栄光を奪うことをしてはならない悪事だと考えるのと同じように、私の栄光が他人に奪われることが我慢できないのである。以下のことを自分がこれまで知らなかったこと、そして自分が会話によってであれ著作によってであれ私から学んだことを否定する学者は誰もいないだろう。当世の学者で私の知人でない者はほとんどいないのだが。さて、libertinusは自由民に、libertusは保護者に関連した単語である、一人の同じ人間がlibertinusでもlibertusでもあるとしても。自由民と同じように、libertinusは人の身分を表わす。保護者と同じように、libertusは私的な観点を表わす。それゆえ、libertinusはingenuus（自由民（の））と同じく形容詞である。よって、libertaがlibertabus〔複数与格・奪格〕と活用するのと違い、libertinaはlibertinabusとは活用しない。libertusはpatronus（保護者）と同じく名詞である。前者〔libertinus〕はしばしば定義されるが、後者〔libertus〕は定義されない。たとえば市民法で、libertiniとは法に則った奴隷身分から解放された人びとだとされるように。反対に、ingenuiが自由民の母親から生まれてその後

奴隷にされなかった人びとだということと同じである。ingenuus と libertinus によって表わされるのは（上に述べたように）人の身分である。たとえば、libertinus homo（解放奴隷）、libertina mulier（女解放奴隷）、libertinae conditionis（解放奴隷身分の）のように。しかし、libertus homo、liberta mulier、libertae conditionis とは言わない。なぜなら、これら〔libertus、liberta〕は保護者あるいは女保護者と関連した私的な観点を表わすからである。すなわち、本人が奴隷または女奴隷だった時に主人または女主人だった男あるいは女との関連である。たとえば、カエサルの libertus、メッサリナの libertus、クラウディウスの liberta、アグリッピナの libertae のように。しかしカエサルの libertinus や libertina とは言わない。それゆえ、この男は ingenuus か libertinus か、と尋ねるが、libertus か、とは尋ねない。返答が libertinus ならば、次に誰の libertus か、と尋ね、誰の libertinus か、とは尋ねない。それに対する返答は、私の、あなたの、あの男の、カトーの libertus だ、または誰の libertus でもない、となる。また、保護者または女保護者を持たない libertus というものは存在しない。この人は libertinus ではありうる、もっとも、かつて〔保護者を〕持っていたに違いないのだが。このことから、conserui/conseruae（仲間の奴隷）と言うように、colliberti/collibertae（仲間の解放奴隷）と言う。前者が一人の主人の支配下にあるように、後者は一人の保護者の庇護下にあるからである。しかし、collibertini や coingenui とは言わない。なぜなら、これらの複数の者が他の一人の私的な人間に関連づけられることはありえないし、互いに区別されることはないからである。colliberti は互いに区別される、たとえば私の colliberti があなたの colliberti から区別されるように。また conserui は互いに区別される、ちょうど私の conciuues（仲間の市民）が別の都市の人であるあなたの conciuues から区別され、私の condiscipuli（仲間の生徒）や commilitones（仲間の兵士）が別の教師や将軍の下にあるあなたのそれらから区別されるように。だが、libertini や ingenui にはこのことは起こらない。というのは、私と私の都市の ingenui の間、あなたとあなたの都市の libertini の間に、他の誰かとの間以上のつながりがあるわけでないのだから。ゆえに、coingenui や collibertini とは言わないのである。また、誰かがいつか libertus と collibertus であるのをやめることはあるが、libertinus であるのをやめることはない。要するに、われわれがこれら2つの名詞〔libertus、libertinus〕のどちらか一方で満足しているとしても、古代人は私的な観点を

公的な観点から区別したのである。それゆえ、libertinitas（解放奴隷身分）とは言うが libertitas とは言わない。他方で、seruus（奴隷）から seruitus（奴隷身分）が作られるのは、私的な主人に関連してではなく、公的な〔観点〕に関してである。というのも、seruus tuus（あなたの奴隷）、seruus meus（私の奴隷）と言うだけでなく、保護者の観点を除いて、hic seruus（この奴隷）とか homo seruus（奴隷）とも言うからである。このことは libertus には起こらない。しかし、この典雅さをきわめて正確に保存している用例がこれほど多く存在するにもかかわらず、これほど多数の人びとが一度も言及していない原因は一体何かと考えると、libertus が保護者に触れずに使われているのをしばしば見出したということにあったように思われるのである。これは愚かな不注意による誤りであった。というのも、時折 libertus に保護者が付されないのを見出したとしても、libertinus に保護者が付されているのを見出すことはありえなかったからである。とはいえ、libertus には必ず保護者が名前を挙げてか了解されて付属している。これは他の用例にも起こることである。「私は財産を売った」には「私の」が補われるし、「あなたは娘を嫁がせた」には「あなたの」が補われ、「彼は作品を公表した」には「彼の」が補われる。たとえば、クインティリアヌスの次の用例、「しかし、子供の傍らには威厳のある友人あるいは忠実な libertus をつけることができる」では、suus（自分の）が了解されている。キケロがセステウス弁護で「弟クイントゥスを奴隷と liberti の助力を借りてクロディウス一味の剣から救った」と言う時、奴隷と libertini 一般や誰か他の人の liberti を指しているのではなく、sui ipsius（自分自身の）を指しているのである。市民法から用例をさらに求めることに意味があるだろうか？ そこでも liberti と libertini の名称が明確に区別されているのだから。この違いを知らない人間は（法律屋は誰も知らないのだが）まさに市民法において多数の重罪を犯しているのである。文法学者セルウィウスは『アエネイス』第8巻の注釈で（写本が正しいとするなら）libertinus の代わりに libertus と書いている。「フェロニアはカンパニアの母神であり、上でも述べた。これは liberti の女神でもあり、その神殿で彼らは髪を剃った頭に縁無し帽を授かった」。スエトニウスが「クラウディウス伝」でクラウディウス自身を批判して書いていることを付け加えておこう。「アッピウス〔紀元前321年の監察官アッピウス・クラウディウス・カエクス〕の時代に、そしてその後しばらくの間も、libertini と呼ばれたのが、奴隷身分から解放された者

ではなく、彼らから生まれた自由民だったことを〔クラウディウス帝〕知らなかった」。

注

- (1) ヴァッラと『ラテン語の典雅』については以下を参照。伝記。Charles B. Schmitt et al., eds., *The Cambridge History of Renaissance Philosophy* (Cambridge: Cambridge University Press, 1988), p. 838. 哲学との関連。チャールズ・B・シュミット、プライアン・P・コーベンハイヴァー 『ルネサンス哲学』(東京:平凡社、2003年)、pp. 211-230. 人文主義・文献学の歴史。L. D. Reynolds and N. G. Wilson, *Scribes and Scholars: A Guide to the Transmission of Greek and Latin Literature*, 3rd edn (Oxford: Clarendon Press, 1991), pp. 141-143. 人文主義のラテン語。Silvia Rizzo, “Il latino nell’Umanesimo”, in *Letteratura italiana. Vol. V: Le Questioni* (Torino: Einaudi, 1986), pp. 388, 400.
- (2) 現代の研究者の慣用に従ってこの書名を用いるが、15-16世紀の印刷本に付された表題には変動が見られる。*De Elegantia Latinae linguae* (1471年ローマ版・ヴェネツィア版)、*De Latina Elegantia* (1533年パリ版)、*Elegantiae* (1536年ヴェネツィア版・1540年バーゼル版全集)、*De linguae latinae elegantia* (1542年パリ版)、*Elegantiae Latinae Linguae* (1548年リヨン版)。
- (3) A. Casacci, “Gli ‘Elegantiarum libri’ di Lorenzo Valla”, *Atene e Roma*, nuova serie, 7 (1926), 188; Rizzo, “Il latino”, p. 400.
- (4) Casacci, “Gli ‘Elegantiarum libri’”, 196.
- (5) Reynolds and Wilson, *Scribes and Scholars*, p. 142.
- (6) 筆者が1990年代後半に通ったウォーバーク研究所図書館の書架に『典雅』のCharles B. SchmittとEugénie Drozの旧蔵本が無造作に置かれていたのを思い出す。いま同図書館のオンラインカタログで調べると、前者は1586年ヴェネツィア版(ジャン・グリフ書店)、後者は1556年リヨン版(セバステイアン・グリフ書店)である。
- (7) この段落と次の段落の記述は次の論文の内容の要約である。A. Casacci, “Gli ‘Elegantiarum libri’ di Lorenzo Valla”, *Atene e Roma*, nuova serie, 7 (1926), 187-203.
- (8) Casacci, “Gli ‘Elegantiarum libri’”, 187-195.
- (9) *Ibid.*, 197.
- (10) Cf. Lorenzo Valla, “In tertium librum Elegantiarum praefatio”, in *Prosatori latini del Quattrocento*, ed. Eugenio Garin (Milano e Napoli: Riccardo Ricciardi, 1952), p. 608: ‘Quod eo magis in iurisconsultis est admirandum [...] Hi vero inter se etiam saeculis distant, licet omnes post Ciceronem, ideoque quibusdam in verbis ab eo differentes, quales omnes usque a Virgilio atque a Livio fuerunt.’

- (11) Casacci, "Gli 'Elegantiarum libri'", 199-202.
- (12) *Ibid.*, 202-203.
- (13) Valla, "Elegantiarum libri", in *Prosatori latini*, pp. 594-631.
- (14) "In sex libros Elegantiarum praefatio", in *ibid.*, pp. 598-600: 'Quousque tandem Quirites [...] urbem nostram, non dico domicilium imperii, sed parentem litterarum, a Gallis captam esse patiimini? id est latinitatem a barbaria oppressam?'
- (15) "In tertium librum Elegantiarum praefatio", in *ibid.*, p. 608: 'Quid de illis loquor? ego, mediocri ingenio et mediocri litteratura praeditus, profiteor me omnes qui ius civile interpretantur ipsorum scientiam edoctorum.'
- (16) *Ibid.*, p. 610: 'Gothi isti quidni et Vandali existimandi sunt? Nam postquam hae gentes semel iterumque Italiae influentes Romam ceperunt, ut imperium eorum ita linguam quoque, quemadmodum aliqui putant, accepimus, et plurimi forsitan ex illis oriundi sumus.'
- (17) "In quartum librum Elegantiarum praefatio", in *ibid.*, p. 620: 'At qui ignarus eloquentiae est, hunc indignum prorsus qui de theologia loquatur existimo. [...] Qui vero eleganter loqui nescit, et cogitationes suas litteris mandat, in theologia praesertim, impudentissimus est; et si id consulto facere se ait, insanissimus [...].'
- (18) "Elegantiarum Lib. VI", in *Laurentii Vallae opera* (Basileae: apud Henricum Petrum, 1540). [British Library: C. 78.f. 11.] ヴァッラの古典からの引用文は原典に忠実ではないことが多いが、注記は省く。引用文の日本語訳は必要な箇所にのみ () で示す。[] は筆者の補注。
- (19) Cic. *Fam.* 1. 7. 11. *M. Tulli Ciceronis Epistulae. Vol. I: Epistulae ad familiares*, ed. W. S. Watt (Oxford: Clarendon Press, 1982), p. 32 app. crit.: 'summa uirtute M: -m(a)e -tis GR'. M=Mediceus 49.9 は9世紀の写本で、その読みに従えば奪格になる。G=Harleianus 2773, R=Parisinus 17812 はどちらも12世紀の写本である。MとGRの関係について詳しくは以下を参照。L. D. Reynolds, ed., *Texts and Transmission: A Survey of the Latin Classics* (Oxford: Clarendon Press, 1983), s.v. "Cicero, 'Epistulae ad familiares'", pp. 138-142.
- (20) Suet. *Galus* 56. 1540年バーゼル版全集・1533年パリ版はともに'alter'とするが、スエトニウスのテキストに従って修正した。C. *Suetoni Tranquilli De uita Caesarum libri VIII et De grammaticis et rhetoribus liber*, ed. Robert A. Kaster (Oxford: Clarendon Press, 2016), p. 240.